

契約の保証及び前払金保証の電子化について

契約保証及び公共工事の前払金保証について、下記のとおり電子証書等による取扱いを開始しますので、お知らせします。具体的な手続きについては、各保証機関（保証事業会社、損害保険会社）にご確認ください。

記

1. 電子化の対象とする保証

保証機関	保証の種類	証書等の種類
保証事業会社（※1）	契約の保証	契約保証証書
	前払金保証 （中間前払金を含む）	前金払保証証書
損害保険会社	契約の保証	履行保証保険証券
		公共工事履行保証証券

（※1）西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)

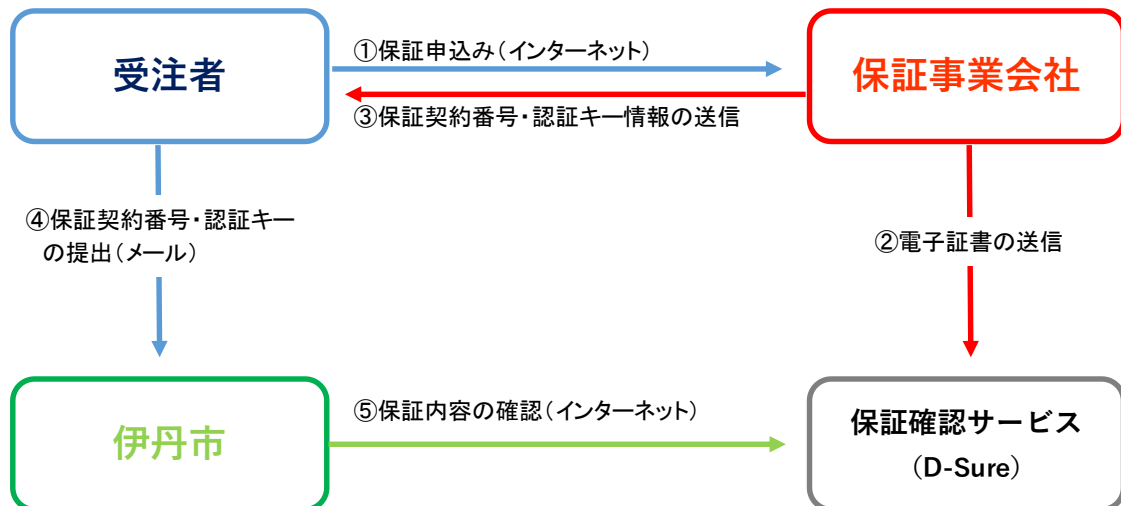
2. 電子化の対象とする案件

令和6年4月1日以降に伊丹市が契約する案件

3. 電子証書等の提出方法

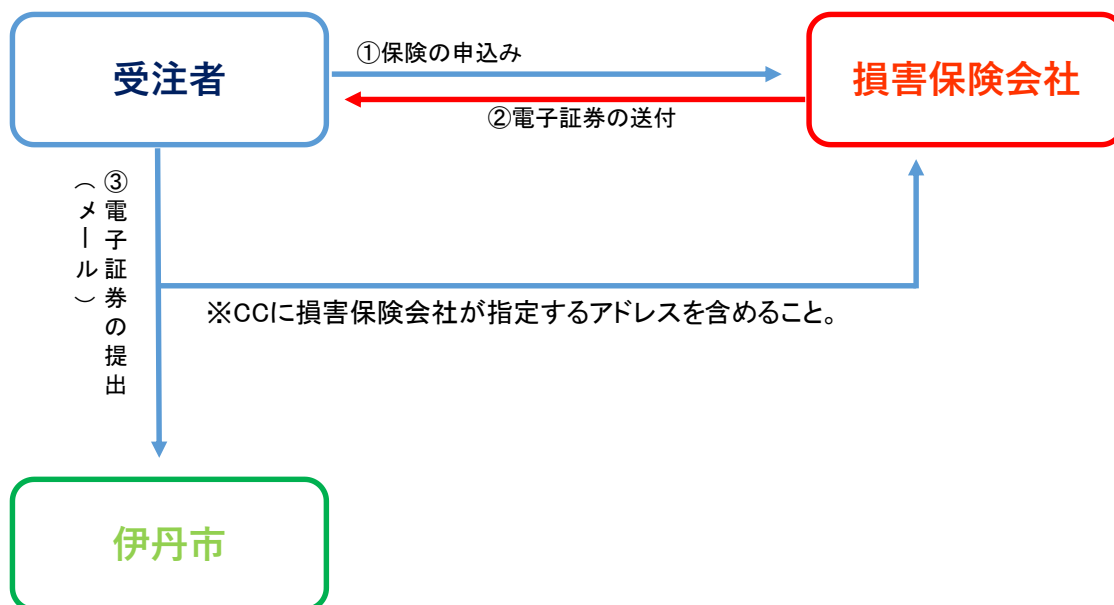
（1）保証事業会社による保証の場合

保証事業会社から発行される保証契約番号及び認証キーが記載された書類（PDF形式）を電子メールに添付し、下記「4. 提出先メールアドレス」に記載のメールアドレス宛に送信してください。



(2) 損害保険会社による保証の場合

損害保険会社より発行された保険証書又は保証証券(PDF形式)を電子メールに添付し、下記「4. 提出先メールアドレス」に記載のメールアドレス宛に送信してください。その際、CC欄に損害保険会社指定のメールアドレスを入力し、保険会社にも提出してください。なお、損害保険会社によっては、提出方法が異なる場合がありますので、詳しくは損害保険会社にご確認ください。



4. 提出先メールアドレス

保証の種類を問わず、提出先は下記のメールアドレスとなります。電子メールの送信後は到達確認の電話を行ってください。

(契約・検査課) itami-ekeiyaku@city.itami.lg.jp TEL: 072-780-4375

※メール件名は下記に従って記載してください。

(契約の保証の場合)

【契約保証】 案件名 (発注担当課)

例) 【契約保証】 令和〇年度伊丹市〇〇委託業務 (契約・検査課)

(前払金保証の場合)

【前払保証】 案件名 (発注担当課)

例) 【前払保証】 令和〇年度伊丹市〇〇工事 (契約・検査課)

なお、競争入札により契約締結する案件については、発注担当課の記載は不要です。

5. 留意事項

- (1) 紙の証書（証券）についても、引き続き取り扱います。
- (2) 電子証書等の手続きの詳細については、各保証機関（保証事業会社、損害保険会社）へ問い合わせてください。
- (3) 競争入札以外の方法により契約締結（随意契約）する案件は、電子証書等の取扱いを認めないことがあります。取扱いの可否は発注担当課までお問い合わせください。